

# 元代類書における『文公家禮』の引用

—至元八年婚姻礼制所引を中心に—

森 田 憲 司

はじめに

元朝の至元八年（一二七一）に、次のような文書が尚書省から出された。まず、『元典章』卷三〇・禮部・婚姻礼制によって、その文書の冒頭を紹介する。

至元八年九月、尚書禮部、契勘するに、人倫の道は、婚姻を大と爲す。即今、聘財・筵會は、已に定例有るの外、拜門の一節に據きては、女眞の風俗に係れば、遍く合屬に行して革去せしむるの外、漢兒人の舊來の體例に據きては、朱文公家禮の内の婚禮を照得し、古えを酌み今に准り、下項の事理を擬し到れり。呈して奉じたる尚書省の札付に、翰林院兼國史院に再送し、

披詳せしむれば、相應ならん。移して准けたる中書省の咨に、議し得たるに、登車・乘馬・設次の禮は、亦た貧家の辦ずる能わざるの外、其餘の事に據きては、擬する所に依准して、遍く合屬に下し、上に依りて施行し、仍お各部に關して照會せしめよ。

至元八年九月、尚書禮部、契勘、人倫之道、婚姻爲大。即今、聘財・筵會、已有定例外、據拜門一節、係女眞風俗、遍行合屬革去外、據漢兒人舊來體例、照得朱文公家禮内婚禮、酌古准今、擬到下項事理。呈奉尚書省札付、再送翰林院兼國史院、披詳、相應。移准中書省咨、議得、登車・乘馬・設次之禮、亦貧家不能辦外、據其餘事、依准所擬、遍下合屬、依上施行。仍關各部照會。

この文書を要約すれば、「漢兒人」の婚姻の礼制については、朱子の編んだとされる『文公家禮』(以下、「家禮」)の各条をベースとした規定を作成したので、それに従うように、というものである。そして、上掲の文中に述べられているように、その後、「家禮」の各条と、各条ごとの「議得」が列記されている。『家禮』については、改めて紹介する必要はないだろうが、朱子が編んだとされる(後掲の吾妻氏の著によれば、偽託説はほぼ否定されたことである)、冠・婚・葬・祭についての実践的なマニュアルで、中国近世の士大夫社会の実情に適合した礼の制度として、また朱子の權威にもよって、以後の中国各王朝のみならず、日本や朝鮮などの東アジア世界で広く受け入れられた。『家禮』については、吾妻重二氏に『朱熹「家礼」の版本と思想に関する実証的研究』(平成一二年年度―平成一四年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(2))研究成果報告書、二〇〇三)があり、諸版本の研究と、校訂本が掲載されており、以下参照させていただくことが多い。

さて、この至元八年の文書は、『元典章』(巻三〇・禮部・婚姻禮制)、『通制條格』(巻三・戶令・婚姻禮制)、『翰墨全書』(以下、『翰墨全書』、米沢本丁集巻四・至元婚禮、

それ以外乙集巻四)に収録されているが、それぞれにわずかずつだが文字の異同が見出される。この論文は、これらのテキストの間の文字の異同から、資料間の性格の差を考えてみようとするものである。なお、吾妻氏は、前掲書の中で宋元明清各時代での『家禮』の刊刻状況を詳細に論じておられるが、今回取りあげるような資料については、『元典章』における引用(後述するように厳密な意味での引用ではないが)に言及される以外には、これらの法制資料や類書の類での引用には触れられていない。ちなみに、管見の及ぶ範囲では、この至元八年の文書のようになにかの一部分としてではなく、『家禮』を『家禮』そのものとして掲載する書物としては、『居家必用事類全集』(以下、『居家必用』)、『事林廣記』(至順本以降)、『翰墨全書』、『新編事文類要啓筭青錢』、『新編婚禮備月老新書』(国立国家図書館「台北」蔵)などがある。これらはそれぞれの形式で『家禮』を掲載しており、今回問題とする法令での引用ともども、『家禮』の刊刻、受容の歴史の資料としては興味深いものであろうが、その問題は筆者の能力及ぶところではないので、ここでは筆者がかねて関心を有している『事林廣記』について若干触れる以外は、本稿の対象

の外とすることとした。また、『元典章』所収の文書を見る限りでは、『家禮』をベースにした規定は、婚礼についてのみ存在し、他の三つについては見出せない。

なお、以下で使用する版本は、『元典章』が、故宮博物院「台北」所蔵元刊本影印本、『通制條格』が内閣大庫明初墨格写本影印本、『翰墨全書』は、米沢市立図書館蔵泰定元年麻沙呉氏友于堂刊本（京都大学人文科学研究所景照本）、『事林廣記』は、国立公文書館蔵至順刊本景照本、中華書局影印北京大学蔵後至元刊本、元禄一二年刊和刻本、『居家必用』は、『北京図書館古籍珍本叢書』影印明刊本である。『家禮』については、吾妻氏前掲書所載の校訂本（底本は、『孔子文化大全』影印国家図書館「北京」蔵宋刊本）を引用させていただくこととする。

## 一校 異

まず、『元典章』をベースとした『家禮』各條の校異を見ていただく。各条に『家禮』の吾妻氏校訂本を併記し、異同のある箇所には傍線を施すこととする。各書名については、元典章〓典、通制條格〓通、翰墨全書〓翰、家禮〓

家、の略号を用いる。於と于、婿と壻、婚と昏の違いについては、注記していない。また、「」で示したのは原文の細字註の部分である。

### 議婚

議婚 身及主婚者無期以上喪、乃可成婚。必先使媒氏往來通言、使（家・通 俟）女氏許之、然後納采。前件議得、其諸議婚之家、合依此例而行。

### 家禮

議昏 男子年十六至三十、女子年十四至二十、身及主婚者無期以上喪、乃可成昏。必先使媒氏往來通言、俟女氏許之、然後納采。

※『家禮』の冒頭にある「男子年十六至三十、女子年十四至二十」の箇所は、三書とも見えない。文書作成の際に削除されたものであろう。

### 納采

納采「係今之下定也（翰 也ナシ、家 納其采擇之禮、即今世俗所謂言定也）」主人具書、夙興、奉以告（通・

家 於アリ) 祠堂「人之大倫、於禮爲重。必當告廟而後行。示不忘祖。而今往往俱無祠堂、或畫影及寫立位牌亦是(家 注記なし)、及(通・家 乃) 使子弟爲使者如女氏。主之(通・家 女氏主人、翰 上之) 出見使者、遂奉書以告于祠堂、出以復書授使者、遂禮之。使者復命。婚主(通・家 婿氏主人) 復以告于祠堂或婚主人等親往納采者聽(家 復以下なし)。

前件議得、婚姻之禮人之大倫、於禮爲重。必當告廟而後行。示不忘於祖先。擬合依上施行。

#### 家禮

納采(納其采擇之禮、即今世俗所謂言定也) 主人具書、夙興、奉以告於祠堂。乃使子弟爲使者如女氏。女氏主人出見使者、遂奉書以告於祠堂。出以復書授使者、遂禮之。使者復命婿氏、主人復以告於祠堂。

#### 納幣

納幣「係今之下財也(也 翰作禮、家 古禮有問名・納吉。今不能盡用、止用納采・納幣、以從簡便)」具書、遣使如女。授書而(家 如女氏女氏受書) 復書、禮資。

使者復命。並同納采之儀

前件議得、擬合酌古准今、照依已定、筵會以男家爲主會請女氏諸親爲客。先入坐、男家至門外、陳列幣物等。令媒氏通報、女氏主人出門迎接相揖。俟女氏先入、男家以次隨幣而入。舉酒、請納幣。飲酒、受幣。訖女氏主人回禮、婚家飲酒、畢、主人待賓如常禮。許婿氏女子各各出見、並去世俗出差之弊。

※通制條格の納幣の條は、「家禮」部分を欠き、「前件議得」以下を引く。

#### 家禮

納幣(古禮有問名・納吉。今不能盡用、止用納采・納幣、以從簡便) 納幣。具書遣使、如女氏、女氏受書、復書、禮資。使者復命。並同納采之儀。

#### 親迎

親迎 前迎(衍字か) 期一日、女氏使人張陳其婚(通・家 婿) 之室。質(通・家 厥) 明、婿家設位于室中、女家設次于外。初婚(家 昏) 姻(通・家 婿) 盛服。主人告于祠堂、遂醮其子而命之迎。婿出馬(通・家 出

乘馬)、至女家俟于次。女家主人告于祠堂、遂醮其女而命之。主人出迎、婿入奠鴈。姻(通・輪・家・姆)奉女出登車、(通・家・婿アリ)乘馬先行(家・ナシ)婦車。至其家、導婦以入。婿婦之(通・輪・家・交)拜、就坐飲食、畢、婿出、復入、脫服、獨(通・輪・家・燭)出。主人禮贊(通・家・寶)。

前件議得、擬照依此例而行。所據登車・乘馬・設次・奠鴈之禮、近下貧窮之家不能辦者、從其所便。

#### 家禮

親迎 前期一日、女氏使人張陳其壻之室。厥明、壻家設位於室中、女家設次於外。初昏、壻盛服。主人告於祠堂、遂醮其子而命之迎。壻出乘馬、至女家俟於次。女家主人告於祠堂、遂醮其女而命之。主人出迎、壻入奠鴈。姆奉女出登車、壻乘馬先婦車。至其家、導婦以入。壻婦交拜、就坐飲食、畢、壻出、復入、脫服、燭出。主人禮贊。

#### 婦見舅姑

婦見舅姑 明日、夙興、婦見(通於、家于アリ)舅姑。(通・家・舅姑禮之アリ)次(家・婦)見于諸尊長、

若婦家(通・家・家婦)則饋于舅姑。舅姑饗之。前件議得、合依此例而行。

#### 家禮

婦見舅姑 明日、夙興、婦見于舅姑。舅姑禮之、婦見于諸尊長、若家婦則饋于舅姑。舅姑饗之。

#### 廟見

廟見 三日、主人以婦見婦(通於、家・輪于)祠堂前件議得、合依此例而行。如無祠堂、或懸影及寫位牌亦是。

#### 家禮

廟見 三日、主人以婦見于祠堂、

#### 婦見婦之父母

婦見婦之父母 明日、婿往見婦之父母。次見婦黨諸親。婦(輪ナシ)家禮婿、如常儀(輪也アリ)前件議得、酌古准今、婦之父母受婿拜禮。餘依上儀。

家禮

婿見婦之父母 明日、婿往見婦之父母。次見婦黨諸親。  
婦家禮婿、如常儀。

## 二 校異から見た諸本の性格

以上の校異の結果を整理してみよう。「元典章」だけを見ると、「家禮」と間にかなりの差異があるが、『家禮』と『通制條格』とは、注記の部分と、「婿見舅姑」の一箇所を除いては、同文であることから考えて、至元八年の文書は、『家禮』の各条項に、「議得」の語ではじまる「酌古准今」の結果の補正を付したものである可能性が大きい。というのも、『元典章』、『翰墨全書』に見られる、『家禮』との文字の違いの多くは、明らかな誤字・衍字、あるいは同語の反復にともなう書き飛ばしと考えられるものが多いからである。他本とは異なって、『通制條格』には元刊本がなく、明初鈔本であり、鈔写の際に、『家禮』に引きずられたことも考えられるが、それにしても本文の正確さから考えて、鈔写のもととなった本は公的なものであったと考えていいのではないか。ただし、「議得」の部分に関して、『通制條

格』は納幣の項で『家禮』を引かず「議得」の引用だけであること以外は、廟見での引用のみであり（それも細字註）、『通制條格』がこの文書の正確な本文とは言えない。

さて、校訂でもわかるように、『元典章』・『翰墨全書』と『家禮』との間には文字の異同がかなり見出され、しかも両書で共通する箇所が多い。その多くは、両書の側で誤字が共通している場合である。例としては、「及使子弟爲使者如女氏」（納采）の「及」（正しくは乃）、「初婚姻盛服」（親迎）の「姻」（正しくは婿）、婿出馬（親迎）の「出馬」（正しくは出乘馬）、「主人禮贊」（親迎）の「贊」（正しくは賓）、「若婦家（通・家 冢婦）則饋於舅姑」（婿見舅姑）の「婦家」（正しくは冢婦）などを挙げることができる。

これらの誤字の共通は、『元典章』と『翰墨全書』のいずれかがもう一方からこの文書を引用したか、あるいは共通のネタ本とも言うべきものがあつたか、のいずれかの結果であると考えられる。どちらの可能性が高いかを確定するのは難しいが、その答えを導くヒントを与えてくれるのが、『元典章』と『翰墨全書』の間に差異がある場合である。こうした箇所においては、『元典章』に誤字があり、それが『翰墨全書』では正しい文字となっていると

いうことが多いのだが、「納采」の「及使子弟爲使者、如女氏、主之（通・家女氏主人、翰上之）出見使者」の箇所だけは、状況をやや異にする。これは、本来「通制條格」や「家禮」にあるように、「如女氏、女氏主人出見使者」とならねばならない部分を、まず『元典章』が「如女氏主之出見使者」と誤り、さらに『翰墨全書』が、「主之」を「上之」と誤った可能性が大きいからである。もしこれが成立するとすれば、『元典章』が『翰墨全書』に先行するという推定が成立することとなる。もちろん、『翰墨全書』には異版が多く存在するから、単に版を重ねていくうちに生じたミスに過ぎないとも言えるのであるが、一つの可能性を提示できると考える。『翰墨全書』の方が『元典章』よりも誤字が少ないのは、ストレートに考えれば、『翰墨全書』が先行すると判断させる材料となるように見えるが、この箇所を考えに入れると、『翰墨全書』刊行の際に『元典章』の誤字を修正したものと考えることもできる。ちなみに、『翰墨全書』は、同じ巻において、「文公家禮」と題して、別に『家禮』の全文を掲載しているが、そこではここで見出されたような文字の異同は生じていない。つまり、これらの文字の異同は、あくまでも至元八年文書

の引用に際して生じた問題なのである。

当然ながら、諸本刊行の先後関係が問題になるが、現行本で見ると、『元典章』には刊行年は記されていないが、所収の文書は至治元年（一三三一）で終わっており、新集（至治条例）は至治二年（一三三二）までのものを含んでいる。一方、『翰墨全書』の米沢本は泰定元年（一三三四）の刊記を有している。両書の刊行期間は近接しているが、『翰墨全書』が『元典章』を利用した可能性は少なくないと言えよう。

### 三 『事林廣記』の場合

『翰墨全書』に先行する類書として、『事林廣記』や『居家必用』などがあり、それらとの相互関係が、こうした類書を論ずる際には問題となるが、この至元八年の文書については、『事林廣記』、『居家必用』のいずれも収録しておらず、『元典章』との関係という角度からの検討は、残念ながらおこなえない。しかし、『家禮』そのものは、いずれの本にも引用されている。『居家必用』は独自の引用の形式を取り、かなり文字の異同があるので、ここでは

さておくこととし、『事林廣記』に關して今回の調査の過程で氣のついた点について、書き留めておきたい。先にも書いたように、『翰墨全書』は、至元八年の文書以外に、『文公家禮』と題して『家禮』の全文を掲載しているが、ここではその双方、とくに後者を関心の対象とする。

さて、元刊の『事林廣記』は、三種（あるいは二種）五本現存する。そのうち、筆者未見の佐賀県武雄市教育委員会蔵本はさておき、それ以外の『事林廣記』においては、所載の『家禮』の文字は一致している。しかし、それを現行の『家禮』と比較すると、文字が一致しない箇所が何箇所かある。吾妻氏の校勘記を見る限り、『家禮』の諸本において、これらの部分が『事林廣記』のようになっていないようである。それは、次の箇所である。

納采・注記 納其採擇之地即今世俗所謂言定也（家納其採擇之禮即今世俗所謂言定也）

納幣・注記 古有問名納吉今止納采納幣以從簡便（家

古禮有問名納吉今不能盡用止用納采納幣以從簡便）

親迎 主人出迎婿入奠姆奉女出登車（家 主人出迎婿

入奠姆奉女出登車）

婦見舅姑 若家婦則餽於舅姑舅姑享之（家 若家婦則

饋於舅姑舅姑饗之）

婿見婦之父母（見出し） 夫見婦之父母（家 婿見婦之父母）

婿見婦之父母 明日夫往見婦之父母（家 明日婿往見婦之父母）

ここで興味深いのは、上で述べたように、『翰墨全書』には項を改めて『家禮』婚礼の全文が引かれているのであるが、これらの文字の異同は見出せないことである。また、上でおこなった校訂を見ていただければわかるように、すでに引いた至元八年文書の諸本のいずれにおいても、これらの点について『事林廣記』と一致するものはないし、『居家必用』にもこれらの文字の異同は見出せない（註4参照）。よく指摘されるように、類書の編纂に当たっては、先行の類書を材料にして、いわば糊とはさみで作業が行われることが少なくない。『翰墨全書』に關しても、先行する『事林廣記』が材料とされている可能性は高いのであるが、少なくともこの部分に關しては、その痕跡は見られないと言ふことができる。

もう一点、『事林廣記』所載の『家禮』に關して注目されるのは、泰定の刊記を有する和刻本では、壬集卷二・婚

姻燕喜の婚姻関係の記事に、『家禮』が収録されていないことである。また、葬礼・祭礼（壬集卷三）においても、同様に『家禮』は収録されていない。この和刻本壬集卷二は奇妙な構成で、『東京夢華録』の引用と婚禮のさまざまな場で用いられる詩の類を中心として構成されており、巻頭には「婚姻燕喜」と題されている一方で、目次ではこれに対応すると思われる「婚姻舊体」の項とともに、「嫁娶

四卷之二

婚姻舊体

婚姻儀式	迎仙客詞	唱拜致語
闌門語話	答闌門詩	儀相起席
須索津達	儀相筵花	左為右筵
右為左筵	合席筵花	迎請新郎
請壽帶花	奉壽帶花	新郎入席
迎婿入帳	闌門捲幃	揭帳下床
交拜枝花	解襟合色	撒帳致語
撒帳五詩	索利市詩	
嫁娶新儀		
奏定体例	官廳聘禮	筵會品格
年甲高下	同姓不婚	有妻不娶
守志歸宗	同類婚嫁	

四卷之三

新儀」なる項目が立てられていて、上に掲げた目次の影印を参照していただければわかるように、あきらかに元朝時代の法令と思われる見出しが並んでいるにもかかわらず、実際にはこれらの記事は存在しない。

泰定の刊記の存在にもかかわらず、和刻本には、南宋時代の色彩が残されていることについては、筆者はこれまでも取り上げてきたのであるが、朱子<sup>6</sup>あるいはその学説に関わる項目が、他の諸本と異なるのも、そうした特徴の一つと言えよう。他本の先賢類（至順本後集卷五、後至元本丙集下）に対応する記事が、和刻本では「伊学淵源」（丙集卷二）となっていて、朱子後継についての記事がないことはさておくとしても、たとえば、三国において魏を正統とし、呉、蜀を「非正統」と明記するなど（甲集卷七・歴代門中）の例を挙げることができる。和刻本において『家禮』の引用がないことも、これらの点と同様、和刻本の底本となった本の成立について考える上での一つの材料となるであろう。

この論文は、文部科学省科学研究費特定領域研究A「東アジアの出版文化」計画研究「中国近世の知識人社会と

出版文化 とくに科挙関係資料と類書を中心に」の平成一六年度の成果の一部である。また、京都大学人文科学研究所共同研究「元代の法制」班において、『元典章』礼部の関連部分の訳読を担当した際の知見が基となっている。関係の各位にお礼申し上げたい。

註

(1) この他に、『元婚禮貢舉考』なる書物が、『古學叢刊』に収められていて、至元八年の婚姻禮制が載せられおり、『元代史料叢刊』の『廟學典禮』（浙江古籍出版社）に附載されている。しかし、この文献は、『古學叢刊』の「提要」によれば、『翰墨全書』から婚禮と科挙関係の資料を抄出したものである。従って、ここでは校異の対象とはしていない。

(2) ただし、「昏」については、「親迎」の「家禮」で「初昏婚姻盛服」となっている箇所が他の諸本で「初婚姻盛服」となっているのは、文意の上では誤っている。

(3) もちろん、故宮本が原刻本ではなく、後刻の際に文字を誤ったことや、他の先行する「典章」との関係も可能性としては考えられるのだが。

(4) 参考までに、吾妻氏校訂本に「居家必用事類全集」明刊本（乙集・家禮）との異同を記入したものを掲げておく。和刻本の該当部分も同じである。

議昏 男子年十六至三十、女子年十四至二十、身及主昏者無期以上喪、乃可成昏。必先使媒氏往來通言、俟（ナシ）女氏許之、然後納采。

納采（納其采擇之禮、即今世俗所謂言「ナシ」定也）主人具書、夙興、奉以告於祠堂。乃使子弟爲使者如女氏。女氏主人出見使者、遂奉書以告於（ナシ）祠堂。出以復書授使者、遂禮之。使者（ナシ）復命婿氏、主人復以告於祠堂。

納幣（幣用色絹貧富隨宜、今人更用銀釧羊酒）納幣（ナシ）。具書遣使、如女氏、女氏受書、復書、禮賚。使者復命。（ナシ）並同納采之儀。

※「居家」は納幣の見出しに、注記したような註を付す。  
親迎 前期一日、女氏使人張陳其婿之室。厥明、婿家設位於室中、女家設次於外。初昏、婿盛服。主人告於祠堂、遂醮其子而命之迎。婿出乘馬、至女家俟於次。女家主人告於（ナシ）祠堂、遂醮其女而命之。主人出迎、婿入奠。婿奉女出登車、婿乘馬先婦車。至其家、導婦以入。婿婦交拜、就坐飲食、畢、婿出、復入、脫服、燭出。主人禮賚。

婦見舅姑 明日、夙興、婦見于舅姑。舅姑禮之、婦見于諸尊長、若家婦則饋于舅姑。舅姑饗之。

廟見 三日、主人以婦見于祠堂、婿見婦之父母 明日、婿往（ナシ）見婦之父母。次見婦黨諸親。婦家（女）禮婿、如常儀。

(5) このように「婿」を「夫」に作る本は他になく、『事林廣記』本の一つの特徴と言える。ちなみに、同條の「婦家禮婿」の箇所は、「婿」になっている。

(6) 「和刻本『事林廣記』について」(『第六届中国域外漢籍國際學術會議論文集』一九九三)、「王朝交代と出版」(『奈良史学』二〇二〇〇二)など。